災害による被害を受けた固定資産の減免について

(藤枝市税条例施行規則第11条より)

ア土地

損失の程度	軽減の割合又は免除
被害面積が当該土地面積の10分の8以上であるもの	免除
被害面積が当該土地面積の10分の6以上10分の8未満であるもの	10分の8
被害面積が当該土地面積の10分の4以上10分の6未満であるもの	10分の6
被害面積が当該土地面積の10分の2以上10分の4未満であるもの	10分の4

イ家屋

損失の程度	軽減の割合又は免除
全かい、流失、埋没その他これらに類する事由により家屋の原形をとど	免除
めないもの又は復旧不能のもの	
主体構造部が著しく損傷し、大修理を必要とするもので、当該家屋の価	10分の8
格の10分の6以上の価値を減じたもの	
屋根、内壁、建具その他これらに類するものに損傷を受け、居住又は使	
用の目的を著しく損じたもので、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6	10分の6
未満の価値を減じたもの	
下壁、畳その他これらに類するものに損傷を受け、居住又は使用の目的	
を損じ、修理又は取替を必要とするもので、当該家屋の価格の10分の2	10分の4
以上10分の4未満の価値を減じたもの	

ウ 償却資産

損失の程度	軽減の割合又は免除
当該償却資産の価格の10分の8以上であるもの	免除
当該償却資産の価格の10分の6以上10分の8未満であるもの	10分の8
当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満であるもの	10分の6
当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満であるもの	10分の4